# 大崎地域広域行政事務組合ネーミングライツパートナー募集要項

### 1 趣 旨

組合施設の愛称を命名する権利(以下「ネーミングライツ」という。)の活用により、 愛称による施設への親しみや施設の知名度向上を図るとともに、民間事業者等の支援の もと、施設の持続的な運営と維持管理を行うことを目的とします。

### 2 対象施設及び募集金額

No.	施設名(正式名称)	A TE	最低募集金額	
		住所	(消費税別途)	
1	大崎生涯学習センター	大崎市古川穂波三丁目4番20号	700,000 円	

<sup>※</sup>詳細は別紙1のとおりです。

### 3 応募資格

ネーミングライツのパートナーとしてのふさわしい資力及び信用を備え、以下に掲げる条件に該当しない民間事業者等が応募できるものとします。なお、今回の募集に際して、個人からの応募は受付しません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に 規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営む事業者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団が営業する事業者及び第6号に規定する暴力団員が営業する事業者
- (3) 貸金業法 (昭和58年法律第32号) 第2条第1項に規定する貸金業を営む事業者
- (4) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体及びこれに類する団体
- (5) 宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体
- (6) 市町村税を滞納している事業者
- (7) 大崎市又は組合から指名停止を受けている事業者
- (8) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (9) 各種法令に違反している事業者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、管理者がネーミングライツパートナーとして適当で ないと判断した事業者

### 4 ネーミングライツの付与期間(契約期間)

3年の期間で応募してください。ネーミングライツの始期及び終期は、原則として月の

初日を始期とし、3月末日を終期とします。ネーミングライツの開始時期は、住民への周知期間や導入に要する期間を踏まえて協議することとします。

### 5 ネーミングライツ料

原則,年度単位での設定とします。契約金額には,消費税及び地方消費税を含めます。 契約期間が年度途中からとなる場合は月割りにより計算(その額に1円未満の端数があるときは,その端数を切り捨てた額)します。

#### 6 ネーミングライツ料の使途

原則,当該対象施設等のサービス向上のために必要な事業の財源(維持管理費等)とします。

# 7 ネーミングライツ事業導入に伴う費用負担

費用負担については,以下のとおりです。

費用負担の区分	組合	パートナー
ネーミングライツ料		0
敷地内外の表示変更		0
現状回復費用		0
パンフレット, 封筒等の組合の印刷物又はウェブページ	0	
の表示変更		

- ※注1 敷地内外の表示の変更は、組合や関係機関と協議の上、変更可能な表示について 行います。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含め組合や関係機関 と協議の上、決定します。
- ※注2 残部数や切替時期等を考慮し、組合とパートナーが協議し決定します。

# 8 愛称の条件

- (1) 愛称は、公共の施設等にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の 視点から住民の理解が得られるものであり、次のいずれにも該当するものとします。
  - ア 日本語又は英語(アルファベット)により表記可能なもの。ただし,企業ロゴ,マーク等については,この限りでない。
  - イ 商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の第三者の知的財産権を侵害 するおそれのないもの
- (2) 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができません。
  - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
  - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
  - ウ 政治性、宗教性のあるもの

- エ 社会問題についての主義主張があるもの
- オ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- カ 当該愛称の内容について組合が推奨している等の,住民の誤解を招くもの又はそ のおそれのあるもの
- キ その他、愛称として使用することが不適切であると管理者が認めるもの
- (3) 施設等の「愛称」として、法人名、商品名、ブランド名等を冠することができます。 また、法人やブランドのロゴマーク等も使用できます。ただし、一般に理解しやすいも ので、必要に応じて振り仮名を使用する等の配慮をお願いいたします。
- (4) 契約期間中は、原則、愛称の変更をすることができません。ただし、社名変更等、 特段の事情がある場合は協議に応じます。また、愛称が定着するまでの間、正式名称を 併記させていただくことがあります。

### 9 パートナーメリット

- (1) 愛称による施設名称看板等を設置できます。愛称看板等の意匠・構造・設置方法等 については、組合と協議の上、パートナーにおいてご検討いただきご提示願います。
- (2) パートナーによる広報活動又は広告・販売活動において施設名称を使用することができます。その際、あらかじめ組合にその内容を書面にて報告していただきます。
- (3) 組合ウェブサイト等において、愛称への変更のお知らせ等を掲載し、施設等の愛称を表示します。また、愛称の普及のため、関係機関に対しても愛称の使用を働きかけます。ただし、パンフレット等の印刷物については、愛称使用開始後に作成するものを対象とします。
- (4) 愛称使用期間(契約期間)満了の6か月前までに、当該施設等の契約更新に際して協議を行います。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

### 10 応募について

- (1) 応募の内容について、必要に応じてヒアリングを実施します。また、追加資料の提出を求めることがあります。
- (2) 軽微な変更を除き、提出された書類の内容は変更できません。(ただし、審査の結果等に基づく、協議による変更を妨げるものではありません。)また、提出された書類等は返却いたしません。
- (3) 応募を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合には、失格となります。

#### 11 応募方法

(1) 提出書類

- ア ネーミングライツ申込書 (様式第1号)
- イ 会社概要及び直近3か年の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)
- ウ 法人の登記事項証明書
- エ 直近1年間分(発行日から3か月以内のものに限る。)の市町村税に滞納がない証明書(事業所の所在する市町村)
- 才 誓約書(別紙2)
- カ 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要が分かるもの
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出方法 持参,郵送,又は電子メール
- (4) 提出期間及び提出先
  - ア 提出期間

令和7年11月18日(火)から令和7年12月23日(火)まで(土曜日,日曜日,祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(期間内に到着した者のみ有効。郵送の場合,配達証明付郵便に限る。)

イ 提出先

 $\mp 989 - 6174$ 

宮城県大崎市古川千手寺町二丁目5番20号 TEL 0229-23-0039 大崎地域広域行政事務組合 事務局総務課(契約管財係)

TEL 0229-23-0039

FAX 0 2 2 9 - 2 3 - 0 3 1 1

E-mail: zaisei@osakikoiki.jp

ウ 質問の受付

質問がある場合は、令和7年11月18日(火)の午前9時から令和7年12月9日(火)の午後5時までに質疑応答書(別紙3)を上記(4)イの提出先へファクシミリ又は電子メールで提出してください。(質問を送信した場合は、電話で連絡してください。)

エ 質問の回答

質問に対する回答は、令和7年12月12日(金)までに組合ウェブサイトに掲載 します。

### 才 留意事項

- (ア) 応募に当たっての費用及び契約締結に係る費用については、応募者にご負担い ただきます。
- (イ) 提出書類等は、関係機関に意見を聴く目的でも使用することがあります。また、 大崎地域広域行政事務組合情報公開条例(平成15年条例第2号)に基づき開示す ることがあります。

## 12 選定方法・選定の基準

選定に当たっては、委員会において、応募資格、審査項目等を総合的に審査し、その結果をもとに管理者が優先交渉者及びその順位を決定します。

また, 応募者が1者のみの場合も, 委員会においてネーミングライツのパートナーとしてふさわしいかどうかを審査します。

### 【審查項目等】

No.	審査項目	審査内容	配点	
1	ネーミングライツ料	応募金額の多寡		
		・50点×当該応募金額/最高応募金額	5 0	
		(小数点第1位切捨て)		
2	愛称	(1)施設のイメージと適合性	1 0	
		(2)親しみやすさ、呼びやすさ		
2	応募者の適格性	(1)大崎地域の事務所・事業所の有無	2 0	
3		(2)事業の安定性・継続性	1 0	
合計点(委員1名当たり)				

### 評価の判断基準(1 応募金額を除く)

	2 愛称		3 応募者の適格性		
評価	(1)施設のイメー	(2)親しみやす	(1) 大崎地域	(2)事業の安	得点の算出
	ジとの適合性	さ・呼びやすさ	の事務所・事	定性・継続性	方法
			業所の有無		
A	優良	優良	大崎地域に本	甲	配点×
			社あり		1.00
В	標準的	標準的	大崎地域に支	乙	配点×
			店・営業所等		0.50
			あり		
С	不適格	不適格		丙	配点×
					0.00

- (1) 委員(6名)の評価点数の合計得点の最高得点者を優先交渉者として選定します。また,最高得点者に次ぐ得点者を次点交渉者としますが,次点交渉者として適切な者がいない場合は,次点交渉者を選定しないものとします。
- (2) 得点の算出の際に小数点が生じた場合は、小数点第1位を切り捨てるものとします。
- (3) 合計得点が同点の場合は、ネーミングライツ料の点数が高い応募者を優先交渉者とします。

- (4) (3)によっても優先交渉者を選定できない場合は、「大崎地域に本社あり」、「大崎地域に支店・営業所等あり」、「大崎地域に支店・営業所等なし」の順番で優先交渉者を決定します。
- (5) (4)によっても優先交渉者を選定できない場合は、A評価の多い応募者を優先交渉者とします。
- (6) (5)によっても優先交渉者を選定できない場合は、くじ引きにより優先交渉者を決定します。
- (7) 評価の判断基準において、委員の過半数が1項目でもC評価をした場合は失格とします。

#### 13 審査結果の通知、公表

審査の結果は、応募者に文書で通知します。審査の結果、選定基準を満たす者がいない場合には、パートナーを選定しないこととします。

組合は優先交渉者と契約期間,ネーミングライツ料等,締結に向けた協議を行い,合意が成立し正式に契約を締結した後,その法人名,施設等の愛称,ネーミングライツ料等について組合ウェブサイト等で公表します。なお,選定されなかった応募については,公表しません。

## 14 契約の解除

パートナーの候補者資格を得た後、若しくは契約締結後において、パートナーが応募 資格要件を欠くこととなったとき又は社会的信用を損なう行為により施設等のイメー ジが損なわれるおそれがある場合等、パートナーとして適当でないと認められるとき は、組合は速やかに決定の取消し及び当該契約の解除をするものとします。その場合、 原状回復に必要な費用は、応募者又は現行パートナーの負担とします。

### 15 問合せ先

大崎地域広域行政事務組合 事務局総務課(契約管財係)

TEL 0229-23-0039

FAX 0229-23-0311

E-mail: zaisei@osakikoiki.jp